

資料1-③

第74回 佐賀市水対策市民会議

総会資料

第4号議案

令和3年度 河川浄化功労者表彰の受賞者

について

1. 河川浄化功労者の推薦基準

制度の目的

佐賀市水対策市民会議及び佐賀市では、河川浄化運動に特に貢献され、地元自治会より推薦された団体・個人に対して、その功績を称え表彰を行っており、令和3年度に河川浄化功労者の候補者推薦基準（以下「推薦基準」という）の改正を行った。

河川浄化功労者の候補者推薦基準

1 対象者

河川浄化功労者として表彰される対象者は、市内の河川または市内の生活用排水路（以下「河川等」という。）の浄化について清掃活動あるいは啓発活動、その他積極的な活動を行い、顕著な功績があった団体及び個人とする。

2 基準

前条の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自治会長による推薦

- ア 河川等の積極的な清掃活動を行い、かつ、その活動が概ね5年を超える者
- イ 河川等の愛護意識を高めるため、地域住民に対して、特に積極的な啓発活動を行った者
- ウ 清掃活動の効果を高めるため、自らが創意工夫して器具等を製作し、その実績を上げた者
- エ その他、浄化活動について、特に地域住民の模範となるような活動を行った者

(2) 水対策市民会議会長による推薦 <追加>

- ア 企業・学校等の単独事業として河川等の積極的な清掃活動を行い、河川清掃後に「川を愛する週間」報告書を提出しており、その活動が概ね5年を超える者
- イ 特定の地域の活動ではなく、佐賀市全体の河川浄化運動の推進に貢献があった者

3 再表彰 <追加>

既に表彰を受けた者であっても、前回の表彰を受けてから10年を経過したときは、表彰することができる。

4 推薦


- (1) 候補者の推薦は、別紙様式によるものとする。
- (2) 自治会長が団体を推薦する場合は、校区自治会長及び単位自治会長双方からの推薦によるものとする。

2. 河川浄化功労者選考の流れ

9月（募集依頼）

- ・自治会協議会理事会にて当該年度の河川浄化功労者表彰の実施を周知

9月～11月（募集・候補者選定）

- ①各校区の自治会協議会で単位自治会長へ周知  自治会から推薦書の提出
- ②水対策市民会議会長名で推薦を行う候補者を選定
《令和3年度から追加》

1月（総会）

- ・水対策市民会議総会にて表彰者を決定
《令和3年度から追加》

3月（表彰）

- ・表彰式
※表彰式は河川愛護ポスター・標語入賞者の表彰と同時実施

3. 令和3年度 佐賀市水対策市民 会議 第1回委員会での意見

表彰候補者の推薦

【意見】

総会や表彰審査会で内定を出したほうがよい。

【回答】

受賞者については、水対策市民会議にて承認を得て決定する。

被表彰者数

【意見】

表彰者数の制約はあるのか

【回答】

表彰者数に制限はない。

※自治会からの推薦数に制限はないが、表彰者数は、個人・団体あわせて15名程度を想定している。

※表彰者が多数となる場合は、過去の清掃実績等をもとに優先順位を決定し、水対策市民会議の承認に諮る。

4. 令和3年度 河川浄化功労者

表彰候補者の推薦

- ・河川浄化功労者について、令和3年度は、自治会より団体5件、個人7件の推薦があり、候補者としている。
- ・今回、下記対象者の中から、水対策市民会議の会長名で推薦する団体3件を水対策市民会議事務局にて候補者として選定。

水対策市民会議会長による推薦

第2条第2号アに該当

企業・学校等の河川清掃の単独事業としての清掃実施回数が多い団体（過去に表彰歴があるものを除く）

候補者

別紙

自治会長による推薦

第2条第1号アに該当

河川等の積極的な清掃活動を行い、かつ、その活動が概ね5年を超える者

候補者

別紙